



検察庁ってどんなところなの？ Vol.2～検察官の仕事～

検察庁新聞第1号では、「裁判が始まると、検察官は、裁判所に証拠を提出するなどして、被告人が犯罪を犯したということを実証しなければならない」というところまでお話ししました。

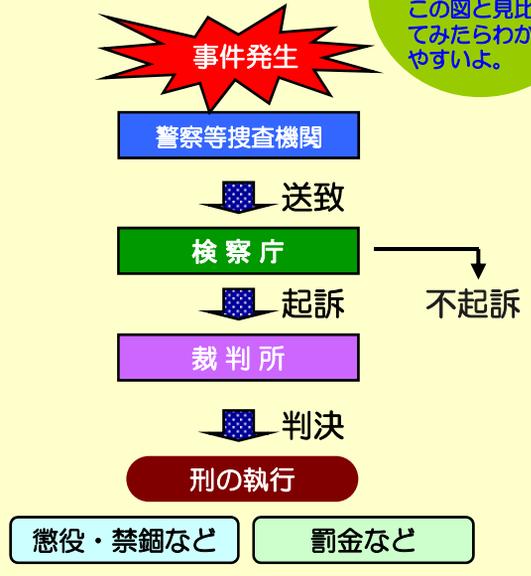
その後、全ての審理が終わり、検察官は、その審理の結果を踏まえて、裁判所に対する最終的な意見を述べます。これを「**論告(ろんこく)**」と呼んでいます。また、「論告」の最後に、被告人に科すべき刑の種類、重さについて意見を述べます。これを「**求刑(きゅうけい)**」と呼んでいます。

裁判の結果、有罪の場合は、検察官は、刑の執行(被告人を刑務所に入れたり、罰金を納めさせること)を行います。

また、検察官は、起訴及び不起訴の判断をした結果や裁判の結果などを、被害者の方たちに情報提供しています。

このように、検察官は、警察などから事件送致を受けてから刑を執行するまで、たくさんの責任の重い仕事をしているのです。

刑事事件の流れ



ヒーゴタイムズ平成22年度第1号と一緒に、この図と見比べてみたらわかりやすいよ。



6月16日
説明会実施

説明会の様子

八代市の「八代交通安全母の会」の会員23名の方に、熊本地方検察庁にお越しいただき、裁判員制度や検察庁の業務について説明を行いました。

検察官に対して、交通事故のことや裁判員裁判についての質問がたくさんあり、終了予定時間を過ぎてしまうほど、大盛況のうちに終わりました。

検察庁職員からのメッセージ

～次世代を担う少年たちへ～



私は、現在、熊本地方検察庁で検事として働いています。

これから、私が検事を目指したきっかけと、皆さんにぜひ考えてほしいことについてお話しします。

私が皆さんと同じ中学3年生のころ、将来に漠然とした不安を感じていました。

私は一体どのような職業に就きたいか、私にあった職業は何か、なりたいたい自分になるには今何をすればいいか...

私は、なかなか答えを出すことができず、高校に進学し、数学が得意だからという理由だけで、理系を選択しました。

しかし、私は、理系に進んでも、5年後、10年後の自分が想像できず、なりたいたい職業を見付けることが

できませんでした。

そのような中、私は、高校の授業で、模擬裁判を経験しました。私は、検事役として模擬裁判に参加したのですが、そのとき、皆と意見をぶつけ合っている自分が生き生きしていることに気付きました。

それをきっかけに、私は、法律家になりたいと思うようになりました。

そして、私は、文系に進路変更して法学部に進学し、法律家の中でも、正義を実現する検事が一番かっこいい、検事になりたいと思って、その目標に向かって一所懸命勉強し、その結果、司法試験に合格して検事になりました。

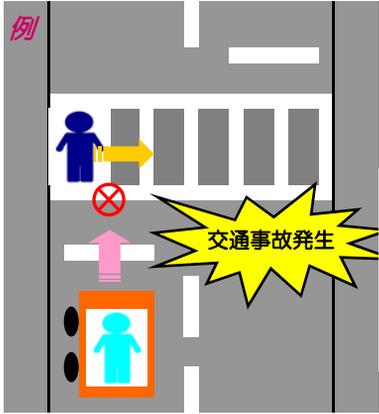
今、中学生だったころを振り返ると、一所懸命自分の将来について思い悩み、考えていました。

あのころの自分が今の自分を形成しています。

皆さんには、ぜひ、一所懸命になって、自分の将来の理想像を思い描き、それに向かって努力することを怠らないでほしいです。そうすれば、きっと、明るい未来を切り拓くことができます。【検察官検事】



刑事裁判と民事裁判の特徴について、「交通事故」を例にとって説明します。



交通事故の状況

Bさんが、道路を渡ろうと横断歩道の上を歩いていたところ、Aさん運転の車がBさんをはねたもの。

事故の原因

Aさんが運転中にカーナビを操作し、前をよく見ていなかった。



Aさん



Bさん

怪我の状況

完治するまで3か月を要する足首骨折、頭部打撲の怪我

この場合、Aさんは、①刑事上の責任、②民事上の責任、さらに、今回の場合、③行政上の責任も取らなければなりません

① 刑事上の責任

Aさんは、運転中にカーナビを操作して前の方をよく見ていなかったという過失（不注意によって、事故を予想しなかったり、事故を避けるための行動をとらなかったりしたこと）があるので、自動車運転過失傷害罪（刑法第211条第1項）の処罰の対象となり、処罰される場合は、7年以下の懲役もしくは禁錮又は100万円以下の罰金になります。検察官が、裁判所に起訴すると、**刑事裁判**が始まります。

② 民事上の責任

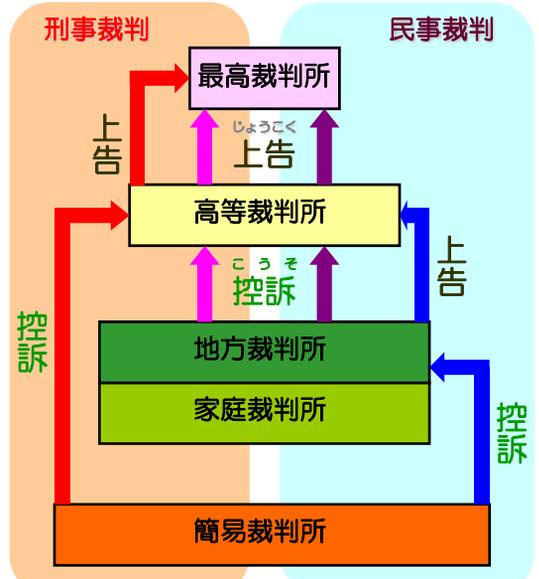
怪我をしたBさんの治療費のほか、精神的な苦痛を償う慰謝料あるいは怪我によって仕事を休んだ分の収入（給料など）に当たる金額のお金などを支払わなければならない場合もあります。通常は、話し合いによってまとまることが多いのですが、AさんとBさんの話し合いがまとまらない場合は、**民事裁判**により、解決することとなります。

自動車保険は、この民事上の責任を、Aさんに代わって保険会社が支払ってくれる制度です。

③ 行政上の責任

Aさんが受ける免許停止や免許取消処分のことです。いわゆる行政処分と呼ばれるもので、行政処分は、点数制になっており、事故の状況等によって点数が加算され、一定の点数になった時に、免許停止や免許取消の処分を受けます。

裁判の仕組み



刑事裁判と民事裁判では、慎重な審理を行うために、**三審制**がとられています。

しかし、判決に不服がある場合には、控訴や上告をしますが、刑事裁判においては、控訴審（控訴して裁判を行う）は高等裁判所でしか行われず、上告審（上告して裁判を行う）は最高裁判所でしか行われません。

このように、刑事裁判と民事裁判は、全く性質が異なり、裁判の仕組みも違うんだよ★

裁判員裁判、検察官の業務、検察官のことなどについて、もっといろんなことを知りたい、また、検察官の仕事である取調べ（模擬）を体験してみたいという方がおられましたら、気軽にお問い合わせください。各学校への出張教室も行っています！

◆お問い合わせ先◆

〒860-0078 熊本市京町1丁目12番11号 熊本地方検察庁企画調査課（広報担当）
電話 096-323-9035 FAX096-323-9097

メールアドレス 39-kikakutyousaka@ppo.moj.go.jp

ホームページアドレス <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>

詳しくは↓↓

熊本地方検察庁

検索

